平成２２年（フ）第４号
水戸市東大野291番地
破産者　庄司しづ子
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第２２３号
埼玉県春日部市備後東１丁目22番37号パレスフルハシＡ―103号、開始決定時の住所埼玉県春日部市大畑９番地日神パレステージ武里303号
破産者　江口　賢司
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
埼玉県東松山市大字東平2254番地１　プリムローズＢ203号
破産者　正岡　利之
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２号
埼玉県秩父郡皆野町大字大渕14番地
破産者　中島　さよ
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
石川県白山市若宮３丁目15番地７　リッツ若宮Ｂ号室、従前の住所石川県白山市山島台１丁目58番地
破産者　江縁　直子
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５９号
神奈川県横浜市港北区新吉田東３－８―17増田荘101号室、住民票上の住所京都府舞鶴市字京田665番地
破産者　奥田鈑金塗装こと　奥田　俊光
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
兵庫県篠山市東岡屋757番地16
破産者　木寅　昭男
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
広島県安芸郡坂町植田４丁目６番９号
破産者　倉橋　孝弘
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２８号
広島市安芸区矢野南１丁目20番16号
破産者　谷本　幸生
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５号
山口市大内矢田971番地１　サンシティ102号
破産者　小林　伸吉
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲698番地４―305号
破産者　丸山　勇治
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４３号
福岡県前原市潤２丁目15番16号202、旧住所福岡市西区泉３丁目14番31号
破産者　山下　繁信
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０号
長崎県長崎市赤迫３丁目15番１号
破産者　中倉　明彦
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
長崎県長崎市つつじが丘１丁目12番３号
破産者　當麻　徳昭
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
沖縄県那覇市上之屋１丁目３番25ー303号コンフォート新都心
破産者　相原　正俊
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４３７８号
札幌市西区八軒５条西１丁目２番38号
破産者　松本　清子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３３号
函館市戸倉町33番16―302号
破産者　藏品　信也
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
福島県南相馬市原町区国見町３丁目45番地の17
破産者　鈴木　利直
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部